

## 令和元年度「東京都環境影響評価審議会」第二部会（第2回）議事録

■日時 令和元年5月16日（木）午後3時30分～午後4時15分

■場所 都庁第二本庁舎31階 特別会議室24

### ■出席委員

平手第二部会長、池邊委員、日下委員、坂本委員、佐々木委員、寺島委員、藤倉委員、宮越委員

### ■議事内容

#### 審議

「（仮称）品川駅北周辺地区1街区、2街区、3街区、4街区開発事業」環境影響評価書案に係る項目別審議

⇒ 地盤、水循環及び風環境について審議を行い、風環境に係る委員の意見について、指摘の趣旨を答申案に入れることとした。

令和元年度「東京都環境影響評価審議会」

第二部会（第2回）

速 記 録

令和元年5月16日（木）

都庁第二本庁舎31階 特別会議室24

午後 3 時 30 分 開会

○森本アセスメント担当課長 お疲れさまです。定刻前ではございますが、始めさせていただきます。日下委員については後ほど参るということでございます。

委員の皆様におかれましては、お忙しい中御出席賜り、誠にありがとうございます。

事務局から御報告申し上げます。現在、第二部会委員 11 名のうち、7 名の御出席をいただいております。定足数を満たしております。

それでは、第二部会の開会をお願いいたします。

なお、本日は傍聴の申し出がございますので、よろしくをお願いいたします。

○平手部会長 会議に入ります前に、本日は傍聴を希望する方がいらっしゃいますので、東京都環境影響評価審議会の運営に関する要綱第 6 条の規定によりまして、傍聴人の数を会場の都合から 30 名程度といたしたいと思っております。

では、傍聴人を入場させてください。

(傍聴人入場)

○平手部会長 傍聴人の方は、傍聴案件が終了しましたら退席されても結構です。

それでは、ただいまから第二部会を開催いたします。

本日は、お手元の会議次第にありますように、「(仮称)品川駅北周辺地区 1 街区、2 街区、3 街区、4 街区開発事業」環境影響評価書案に係る項目別審議とその他となっております。

○平手部会長 それでは、「(仮称)品川駅北周辺地区 1 街区、2 街区、3 街区、4 街区開発事業」環境影響評価書案に係る項目別審議を行います。

初めに、地盤について事務局から説明をお願いいたします。

○宮田アセスメント担当課長 では、御説明させていただきます。

お手元の資料の資料 1-1、1 ページをお開きください。環境影響評価の項目、地盤となります。現況調査、予測、環境保全のための措置、評価について、お手元の評価書案を用いまして御説明させていただきます。

それでは、199 ページをお開きいただきたいと思います。

まず最初に現況調査です。

地盤の現況調査の調査事項及び選択理由は、表 8.5-1 に示すとおりとなっております。

調査方法についてですけれども、地盤の状況、地下水の状況についてですが、201 ページをごらんいただきたいと思います。地盤及び地下水の調査地点図を示させていただいております。

ます。凡例のところを読み上げさせていただきますけれども、地盤高調査は地点 a～f で、地下水位調査は地点 A～E で、既存ボーリング調査は地点 1～9 で実施しております。

では、左の 200 ページにお戻りください。200 ページの表 8.5-2 ですけれども、調査地点に合わせて地下水位の測定状況を示してございます。

それでは、202 ページにお進みいただきたいと思います。202 ページでは地下水位の測定状況を示してございます。調査地点 A～E について、それぞれ 2～3 か所にストレーナを設けてございます。不圧帯水層と被圧帯水層に当たるように設置してございます。

続いて調査結果を御説明させていただきます。これもお進みいただきまして、206 ページ、207 ページをお開きいただきたいと思います。こちらに地質状況を示させていただいております。計画地内の既存ボーリング調査による計画地の地質層は表 8.5-5、計画地の推定地層断面図は図 8.5-3 に示すとおりとなっております。

では、207 ページの地層図を見ていただきたいと思いますのですけれども、上から人工層である埋土層、その下に東京層粘性土層、東京層砂質土層、東京層礫質土層、江戸川層砂質土層、江戸川層礫質土層、上総層群粘性土層で構成されてございます。

209 ページにお進みいただきたいと思います。209 ページ、地下水の状況でございます。

まず不圧地下水ですが、こちらについては 210 ページをご覧くださいと思います。計画地周辺の地下水位分布図となっております。計画地周辺の地下水はおおむね北西から南東方向に流れていると推測され、地下水位は T.P. +2m～5m 程度でございます。

続きまして、右の 211 ページ、現地調査の結果となります。不圧地下水の地下水位の状況は図 8.5-7(1)、表 8.5-8(1)に示すとおりとなっております。不圧地下水は埋土層内に確認されており、地下水位は調査期間の平均値がここに示すとおりで、降水量の変化に伴い上昇または下降している状況でございました。

では、212 ページをごらんください。被圧地下水の地下水位の状況は、図 8.5-7(2)～(3)、表 8.5-8(2)～(3)に示すとおりでございます。被圧地下水は東京層礫質土層及び江戸川層砂質土層の中に確認されており、地下水位は、調査期間の平均値が、東京層礫質土層で T.P. -6.853m～-1.593m、江戸川層砂質土層で T.P. -7.093m でございました。

続きまして、217 ページまでお進みください。予測となります。

予測事項は、工事の施行中、掘削工事に伴う地盤の変形の範囲及び程度、掘削工事に伴う地下水の水位及び流況の変化による地盤沈下の範囲及び程度、工事の完了後、地下構造物の存在に伴う地下水の水位及び流況の変化による地盤沈下の範囲及び程度となっております。

予測の対象時点、予測地域、予測方法については記載のとおりとしてございます。

では、218 ページにお進みください。ここから予測の結果となりますけれども、評価とあわせて御説明させていただきます。

220 ページまでお進みください。220 ページの中段、)環境保全のための措置となります。

工事の施行中、予測に反映した措置ですけれども、掘削部周囲に剛性及び遮水性が高い山留壁を、十分な根入れ深さを確保した難透水層の上総層群まで構築する計画となっております。

1 街区、2 街区、4 街区の計画建物は順打工法を採用する計画であり、上部より掘削工事を実施し、建設発生土を搬出しつつ、切梁等の仮設支保工により山留壁を保持し、底部まで掘削を進めて基礎躯体を施工する。

3 街区の計画建物は逆打工法を採用する計画であり、先行して 1 階床の施工を行い、1 階床から掘削工事を実施し、建設発生土を搬出しつつ、計画建物の躯体を地下 1 階、地下 2 階と上から順に地下躯体を構築し、先行床で山留壁を保持しつつ、最後に基礎躯体を施工する。

掘削に当たっては、地下水位の状況を事前に確認し、必要に応じて最小限の範囲で地下水位低下工法を採用する。採用に当たっては、計画地周辺へ影響を及ぼさないよう、揚水深度や揚水量等、十分な検討を行うものとしてございます。

予測に反映しなかった措置ですが、掘削工事着手前から掘削工事終了後の地盤及び地下水位の安定が確認できる時期まで地盤及び地下水位の観測を実施し、工事の施行中における地盤及び地下水位の状況について十分な監視を行う。なお、地盤または地下水位の変化が観測された場合には、本工事との因果関係を分析し、本工事に起因すると判断された場合には速やかに対処する。

工事の完了後、予測に反映しなかった措置ですが、計画建物の存在により周辺地盤への影響が確認された場合には速やかに対処するということとございます。

では、221 ページ、評価となります。

工事の施行中、掘削工事に伴う地盤の変形の範囲及び程度でございます。本事業では、掘削部周囲に剛性が高い山留壁を、十分な根入れ深さを確保した上総層群まで構築する計画である。また、1 街区、2 街区、4 街区の計画建物は順打工法を、3 街区の計画建物は逆打工法を採用する計画である。順打工法では、切梁等の仮設支保工により山留壁を保持する。逆打工法では、計画建物の躯体を地下 1 階、地下 2 階と上から順に地下躯体を構築し、先行床で山留壁を保持する。したがって、周辺地盤の変形を抑制するために、剛性の高い山留壁の構

築、順打工法での切梁等の仮設支保工による山留壁の保持、逆打工法での先行床による山留壁の保持を行うことにより、山留壁の変形は最小限に抑えられ、掘削区域周辺における掘削工事に伴う地盤の変形の範囲及び程度は小さいと考察しております。以上のことから、評価の指標とした地盤沈下または地盤の変形により周辺の建築物等に影響を及ぼさないことを満足するものと考察しております。

掘削工事に伴う地下水の水位及び流況の変化による地盤沈下の範囲及び程度です。本事業では、掘削部周囲に遮水性が高い山留壁を、十分な根入れ深さを確保した難透水層の上総層群まで構築する計画です。掘削工事では、掘削に伴い山留壁に囲まれた範囲内の地下水を排水する計画である。遮水性が高い山留壁を難透水層の上総層群まで構築することから、周辺部から山留壁に囲まれた範囲内への地下水の流入はほとんどなく、周辺地下水の水位の低下は抑えられ、掘削工事に伴う地下水の水位の変化による地盤沈下の範囲及び程度は小さいと考察しております。なお、掘削に当たっては、地下水位の状況を事前に確認し、必要に応じて最小限の範囲で地下水位低下工法を採用する。採用に当たっては、計画地周辺へ影響を及ぼさないよう、揚水深度や揚水量等、十分な検討を行うものとする。以上のことから、評価の指標とした地盤沈下または地盤の変形により周辺の建築物等に影響を及ぼさないことを満足するものと考察してございます。

222 ページをお開きください。工事の完了後でございます。地下構造物の存在に伴う地下水の水位及び流況の変化による地盤沈下の範囲及び程度でございます。本事業では、地下構造物の存在により、計画地周辺の帯水層中の地下水の流れを妨げ、流況に変化を及ぼす可能性があるが、これらの帯水層は計画地周辺に広く分布しており、山留壁の設置範囲は帯水層の分布範囲に比べて狭く、地下水は山留壁の周囲を迂回して流れ、地下水の水位及び流況の変化による地盤沈下の範囲及び程度は小さいものと考察しております。以上のことから、評価の指標とした地盤沈下または地形の変形により周辺の建築物等に影響を及ぼさないことを満足するものと考察しております。

なお、工事の完了後において、地下水の揚水は計画してございません。

それでは、本日の会議資料、資料 1-1 にお戻りください。

都民の主な意見及び関係区長の意見はございませんでした。

これを踏まえまして、担当委員でございます宮越委員と検討した結果、意見なしとさせていただきます。

説明は以上です。

○平手部会長 それでは、宮越委員、何か補足することがございますでしょうか。

○宮越委員 項目別検討においては、まず地質調査の状況や遮水壁、山留壁の設置状況、また、工事中と工事が終わってからモニタリングを実施されるということを考慮しまして、項目別検討においては意見なしとさせていただきます。

○平手部会長 それでは、ほかに何か御質問がございましたら、お願いいたします。  
よろしいでしょうか。

特に御意見がないようですので、地盤につきましては「意見なし」といたします。

次に、水循環について事務局から説明をお願いいたします。

○宮田アセスメント担当課長 では、続きまして、今日の配付資料、資料 1-2、2 ページをご覧ください。環境影響評価の項目、水循環となります。現況調査、予測、環境保全のための措置、評価については評価書案を用いて説明させていただきます。

それでは、お手元の冊子の 223 ページをお開きください。水循環となります。

水循環の現況調査の調査事項及び選択理由は表 8.6-1 に示すとおりとしてございます。

調査方法ですけれども、地下水、湧水、地表面流出水等の状況については、計画地及びその周辺に観測井を設置するなどにより調査を行ってございます。

それでは、224 ページをお開きください。調査結果です。

地下水の状況については、先ほど地盤で説明させていただいたとおりですので、割愛させていただきます。

225 ページ、湧水の状況です。こちらにつきましては 226 ページの図をごらんいただきたいと思います。計画地付近の湧水は、計画地西側の第一京浜を越えた淀橋台の崖線付近に複数存在し、計画地北西側約 1,500m の南麻布付近にも 1 か所存在してございます。

それでは、230 ページまでお進みください。ここから予測となります。

予測事項ですけれども、工事の施行中については、掘削工事に伴う地下水の水位及び流況の変化の程度、工事の完了後ですけれども、地下構造物の存在に伴う地下水の水位及び流況の変化の程度、土地の改変に伴う地表面流出量の変化の程度でございます。

予測の対象時点、予測地域、予測方法については記載のとおりとさせていただいております。

それでは、予測の結果につきましては、評価とあわせて御説明させていただきます。233 ページまでお進みください。233 ページ、環境保全のための措置となります。

工事の施行中についてですが、予測に反映した措置。掘削部周辺に剛性及び遮水性が高い

山留壁を、十分な根入れ深さを確保した難透水層の上総層群まで構築する計画である。掘削に当たっては、地下水位の状況を事前に確認し、必要に応じて最小限の範囲で地下水位低下工法を採用する。採用に当たっては、計画地周辺へ影響を及ぼさないよう、揚水深度や揚水量等、十分な検討を行うものとしてございます。

予測に反映しなかった措置。掘削工事着手前から掘削工事終了後の地盤及び地下水位の安定が確認できる時期まで地下水位の観測を実施し、工事の施行中における地下水位の状況について十分な監視を行う。なお、地下水位の変化が観測された場合には、本工事との因果関係を分析し、本工事に起因すると判断された場合には速やかに対処する。

工事の完了後、予測に反映した措置。街区ごとに雨水貯留槽等を設置し、記載の要綱に準拠した雨水流出抑制対策量以上の雨水流出抑制量を確保する計画でございます。

予測に反映しなかった措置。定期的な点検を行う等、雨水流出抑制施設の適正な維持管理を行うものとしてございます。

では、234 ページ、評価をごらんいただきたいと思います。

工事の施行中、掘削工事に伴う地下水の水位及び流況の変化の程度でございます。掘削工事では、掘削に伴い山留壁に囲まれた範囲内の地下水を排水する計画でございます。本事業では、遮水性が高い山留壁を難透水層の上総層群まで構築することから、周辺部から山留壁に囲まれた範囲内への地下水の流入はほとんどなく、周辺地下水の水位の低下は抑えられ、掘削工事に伴う地下水の水位の変化の程度は小さいと考察しております。なお、掘削に当たっては、地下水位の状況を事前に確認し、必要に応じて最小限の範囲で地下水位低下工法を採用する。採用に当たっては、計画地周辺へ影響を及ぼさないよう、揚水深度や揚水量等、十分な検討を行うものとする。以上のことから、評価の指標とした地下水の水位、流況に著しい影響を及ぼさないことを満足するものと考察しております。

工事の完了後、地下構造物の存在に伴う地下水の水位及び流況の変化の程度。地下構造物の存在により、計画地周辺の帯水層中の地下水の流れを妨げ、流況に変化を及ぼす可能性があるが、これらの帯水層は計画地周辺に広く分布しており、山留壁の設置範囲は帯水層の分布範囲に比べて狭く、地下水は山留壁の周囲を迂回して流れ、地下水の水位及び流況の変化の程度は小さいと考察しております。以上のことから、評価の指標とした地下水の水位、流況に著しい影響を及ぼさないことを満足するものと考えております。

なお、工事の完了後において、地下水の揚水は計画してございません。

土地の改変に伴う地表面流出量の変化の程度。本事業では、街区ごとに雨水貯留槽等を設



置し、記載の要綱に準拠した雨水流出抑制対策量以上の雨水流出抑制量を確保することにより、計画地からの雨水の流出は軽減され、降雨時等における土地の改変に伴う地表面流出量の変化の程度は小さいものと考察しております。以上のことから、評価の指標とした土地の改変に伴う地表面流出水量に著しい影響を及ぼさないことを満足するものと考察しております。

それでは、今日配付の資料 1-2 にお戻りください。

都民の意見及び関係区長の意見はございませんでした。

これらを踏まえまして、担当委員でございます宮越委員と検討した結果、意見なしとさせていただきます。

説明は以上です。

○平手部会長 宮越委員、何か補足することがございますでしょうか。

○宮越委員 今御説明いただいたとおり、本工場の場所の周辺には湧水が分布しています。これは現地視察の際にも御説明いただいた部分ではあるのですが、これら湧水について、210 ページに、湧水と大きく関係するこの地域の不圧地下水の水位分布図が出ていますが、それを見ると、工場の場所は、湧水の場所と比較して地下水の涵養源、湧水の涵養源よりも下流側に位置しています。こういった位置関係や、これら湧水の多くが、先ほど御説明いただいたように崖線湧水であることを考慮して、位置関係から見限り、影響は出にくいだろうと考えました。

また、雨水流出対策については、港区の指針に準拠して対応されるとも書かれておりますし、また、揚水時については遮水壁をきちんと設置すること、また、工事中、また工事が終わった後はモニタリングを実施されると書いてありますので、それらも踏まえて、意見なしとさせていただきます。

○平手部会長 それでは、ほかに何か御質問等はございますでしょうか。

よろしいですか。

ないようですので、水循環につきましては「意見なし」といたします。

それでは次に、風環境について事務局から説明をお願いいたします。

○宮田アセスメント担当課長 では、本日の資料の資料 1-3、3 ページをご覧ください。環境影響評価の項目、風環境となります。現況調査、予測、環境保全のための措置、評価については評価書案で御説明させていただきます。

それでは、評価書案の 291 ページをお開きください。8.9、風環境の部分となります。

まず、風環境の現況調査の調査事項及び選択理由は表 8.9-1 に示すとおりとなっております。

調査方法です。地表付近の風の状況についてですが、こちらについては風洞実験により把握を行っております。

1 枚おめくりいただきまして、293 ページにお進みください。

調査結果の風の影響に特に配慮すべき施設の状況となります。こちらにつきましては、また進んでいただいて 300 ページに図で示しておりますので、300 ページをお開きいただきたいと思います。ここに計画地周辺における風の影響に特に配慮すべき施設の分布状況を示しております。調査地域(計画地中央付近から半径約 500m 程度の範囲)の施設としましては、福祉施設として、第一京浜沿いに、B-84 で示しておりますけれども、デイサービスセンター友の里三田、計画地北西側に、B-29 で示しておりますけれども、伊皿子坂保育園、北東側になりますけれども、B-26、太陽の子芝浦三丁目保育園等がございます。

それでは、303 ページにお進みください。予測となります。予測方法のところですが、今回の予測は、スケールが 1/500 の模型を使いまして風洞実験を行っております。模型についてですが、模型の再現の範囲は、計画地を中心とした半径 500m の範囲としまして、地盤高、周辺の既存建築物及び計画建物の竣工時までには供用開始されると予定される新駅や高層建築物などを再現しております。

それでは、304 ページの図をご覧ください。予測地点はここに示しますとおりでございまして、計画建物建設前には、不特定多数の人の利用が高く、風の影響に配慮すべき歩道等を考慮した 156 地点、具体的な番号でいいますと、凡例のところの予測地点で建設前及び建設後ということで地点を書いておりますけれども、そちらの地点が、幾つか分かれていますけれども、156 地点。それから、計画建物建設後には計画地内及び将来道路区域等に 48 地点を追加してということで、これは今御説明させていただいた建設後のみということで、地点 134 からと書いておりますけれども、これが追加で 48 地点、合計 204 地点としてございます。実験で用いた地域の市街地上空風としての基準風は、東京管区気象台のデータに基づき設定しております。

では、306 ページにお進みください。中段にあります表 8.9-4 ですが、風環境の評価指標を示しております。領域 A の住宅地相当(住宅地で見られる風環境)、領域 B の低中層市街地相当、領域 C の中高層市街地相当(オフィス街で見られる風環境)、領域 D の強風地域相当(好ましくない風環境)、この 4 つの区分に区分して評価をしております。

それでは、320 ページまでお進みください。環境保全のための措置となります。

工事の完了後、予測に反映した措置ですけれども、こちらにつきましては記載内容を御説明させていただきますけれども、307 ページの図をごらんいただきながら説明内容を聞いていただきたいと思います。307 ページをお開きください。

まず、予測に反映した措置は 4 つありまして、1 つ目、高層部の足元周りを中心に低層部を設けることにより、高層部による地上付近への吹き降ろしの影響を低減するよう配慮してございます。

2 つ目、一部の高層部の隅を隅切りする等により、高層部による剝離風の影響を低減するよう配慮してございます。この図でいいますと、隅切りということでは、3 街区の建物の右上と左下、それから 4 街区の建物につきましても隅切りというのを行ってございます。

3 つ目としまして、高層部間の隣棟間隔をできる限り確保し、風速の上昇に配慮してございます。

4 つ目、防風対策が必要と予測された箇所に防風植栽（常緑樹等）を植栽してございます。こちらにつきましては、凡例にございますけれども、3 街区の周辺及び 4 街区の上部部分、下部部分に植栽を示してございます。

予測に反映しなかった措置ですけれども、歩行者空間の近傍等に、緑化計画として、常緑樹または落葉樹の中低木の植栽を極力多く整備する。2 つ目、防風植栽の維持管理を適切に行うてでございます。

それでは、314 ページをごらんください。予測結果について御説明させていただきます。

年間における強風の出現頻度です。風環境評価指標で評価した結果としまして図 8.9-7(1)～(3)に示すとおり、また、各予測地点の風環境評価の変化の状況は表 8.9-5(1)～(2)に示してございます。

317 ページの図までお進みください。こちらが建設前における風環境の状況になってございます。建設前における 156 地点のうち、領域 A は 97 地点、領域 B は 48 地点、領域 C は 11 地点であり、領域 D の地点はございません。計画地周辺のほとんどの地点は住宅地相当の領域 A や低中層市街地相当の領域 B でございます。

それでは、1 枚おめくりいただきまして 318 ページをごらんください。こちらが建設後（対策前）における風環境の状況になってございます。建設後における 204 地点のうち、領域 A は 112 地点、領域 B は 83 地点、領域 C は 9 地点であり、領域 D の地点はございません。また、

建設後の計画地内及び歩行者デッキ上は領域A及び領域Bとなっております。建設前と比較して風環境の領域が上がる（平均風速が大きくなる）地点は計画建物周辺を中心に出現するが、その変化は領域Aから領域Bが8地点、領域Bから領域Cが5地点でございます。また、新たに強風地域相当（好ましくない風環境）の領域Dの地点はございません。

では、隣の319ページをご覧いただきたいと思います。こちらが建設後（対策後）における風環境の状況でございます。建設後における204地点のうち、領域Aは112地点、領域Bは89地点、領域Cは3地点であり、領域Dの地点はございません。計画地内及び歩行者デッキ上は、対策前と同じく領域A及び領域Bとなっております。建設前と比較して風環境の領域が上がる（平均風速が大きくなる）地点は計画建物周辺を中心に出現し、その変化は領域AからBが8地点、また、建設後（対策前）において新たに発生した領域Cとなる5地点は、防風対策により領域Bに改善され、新たに中高層市街地相当の領域C及び強風地域相当の領域Dとなる地点はございません。

なお、風環境に特に配慮すべき施設について、1街区計画地境界より約100mのB-84のデイスサービスセンター友の里三田の周辺の風環境は建設前と同様の風環境でございました。

それでは、320ページの(4)評価をご覧いただきたいと思います。

計画建物建設後（対策後）においては、建設前において中高層市街地相当（オフィス街で見られる風環境）の領域Cである地点を除いて、全ての地点が住宅地相当（住宅街で見られる風環境）の領域Aまたは低中層市街地相当の領域Bでございました。また、強風地域相当の領域Dは出現してございませんでした。

以上のことから、計画建物の存在により、計画地内に防風植栽を施すことで、建設前において領域Cである地点を除いて、領域A及び領域B相当の風環境となり、計画地及びその周辺の土地利用に対応し、評価指標を満足するものと考察してございます。

それでは、資料1-3にお戻りください。

都民の意見はございませんでした。

関係区長の意見は別紙1のとおりとなっております。1枚おめくりいただきまして、4ページをごらんください。

まず、港区長の意見ですけれども、4つございます。敷地周辺、建物沿い及び2階デッキレベルの歩行者の安全が確保されるとともに、敷地内の広場等の利用者が快適に過ごし憩えるよう、十分な風対策を着実にいき、できる限りビル風の低減に努めてください。2つ目、ビル風軽減策の検討に当たっては、防風植栽以外にもフェンスや防風スクリーン、庇なども

検討し、さらに工夫してください。3 つ目、防風植栽については、港区ビル風対策要綱の手続を踏まえ整備を進めるとともに、適切な植栽の維持管理を行ってください。4 つ目、工事期間中の風の測定などについて、近隣住民等からの要望が出た場合は対応するとともに、ビル風の陳情・苦情には丁寧に対応し、必要に応じて対策を講じてくださいという意見がございました。

品川区長からの意見はございませんでした。

これらを踏まえまして、担当委員でございます平手委員と検討した結果、意見ありとさせていただきます。

意見ですけれども、本事業では新駅と一体的に広場や歩行者ネットワークを整備する計画であり、不特定多数の人の利用が見込まれることから、広場やデッキ等における環境保全措置を確実に実施するとともに、事後調査においても調査地点を適切に選定し、必要に応じて対策を講じることとさせていただきます。

意見の取り扱いについて、事務局案ですけれども、指摘の趣旨を答申案に入れるとさせていただきます。

説明は以上です。

○平手部会長 それでは、この部分は私が担当いたしましたので、補足させていただきます。

ページでいきますと 314 ページ、315 ページをご覧ください。先ほど事務局のほうからも御説明がありましたけれども、改めてこの表で前後関係がどうなっているかということを見ていただきますと、ゴシックになっている、314 ページのほうは建築後の対策前ということなので、315 ページのほうで、対策がされた後という形で見っていきますと、領域Aから領域Bになったものが全部で8地点ございます。これは対策前も同じだということですね。同じ状況になっております。

それから、対策前の領域BからCになっていた5地点につきましてはクリアされたということで、A、Bよりも若干問題があるC地点ということになってくると3地点残っているということで、これはいずれも建築前も同じ状況であったということなので、このあたりはやむを得ない面もあるかなということでございます。

全体としては、この表を見比べてみますと、全体的に向上しているということは言えそうなので、今回、風洞実験等も十分やっつけいらっしやいますし、内容的には評価できるのではないかと考えております。

ただ、風の問題につきましては、山手線も並行してありますし、風の道がそもそも存在し

ているということから、シミュレーション等では十分表現できないということも間々あるか  
と思いますので、それから、港区長のほうからもかなり気にされている意見がございますの  
で、特に大規模な開発で、不特定多数の方がかなりいらっしゃるということが見込まれます  
ので、環境保全を十分にさせていただくということと、それから事後調査を十分に行ってい  
ただいて、それでもし問題があるようであれば必要な対策をとっていただきたいということで  
意見をこのようにさせていただきました。

以上でございます。

それでは、何か御質問等がございましたら、お願いいたします。

よろしいですか。

それでは、風環境につきましては、指摘の趣旨を答申案に入れるということとさせていた  
だきます。

○平手部会長 本日予定しました審議は全て終了しましたが、ほかに何かございますでしょ  
うか。

特にないようですので、これで第二部会を終了させていただきます。皆様、どうもありが  
とうございました。

傍聴人の方は退場してください。

(傍聴人退場)

(午後 4 時 15 分閉会)